

## 生活環境影響調査などの概要

### 1 生活環境影響調査の必要性

汚染土壌は指定基準を超える特定有害物質を含み、汚染土壌処理業の許可に当たっては周辺地域の環境保全に適正な配慮が必要である。

汚染土壌浄化施設は次の点により産業廃棄物処理施設と関連性があり、産業廃棄物処理施設を設置する場合には、施設の設置や運営に伴う環境影響を低減させるため、生活環境影響調査の実施を規定している。

周辺地域の環境に配慮が必要な施設である。

国の「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」は廃棄物処理施設の構造・維持管理基準を基本的なベースとしている。

産業廃棄物処理施設を用いて汚染土壌の浄化を行う場合がある。

このため、汚染土壌浄化施設の認定手続き等に関する要綱（以下「要綱」とする。）で、全ての浄化施設を対象に生活環境影響調査の実施を規定している。

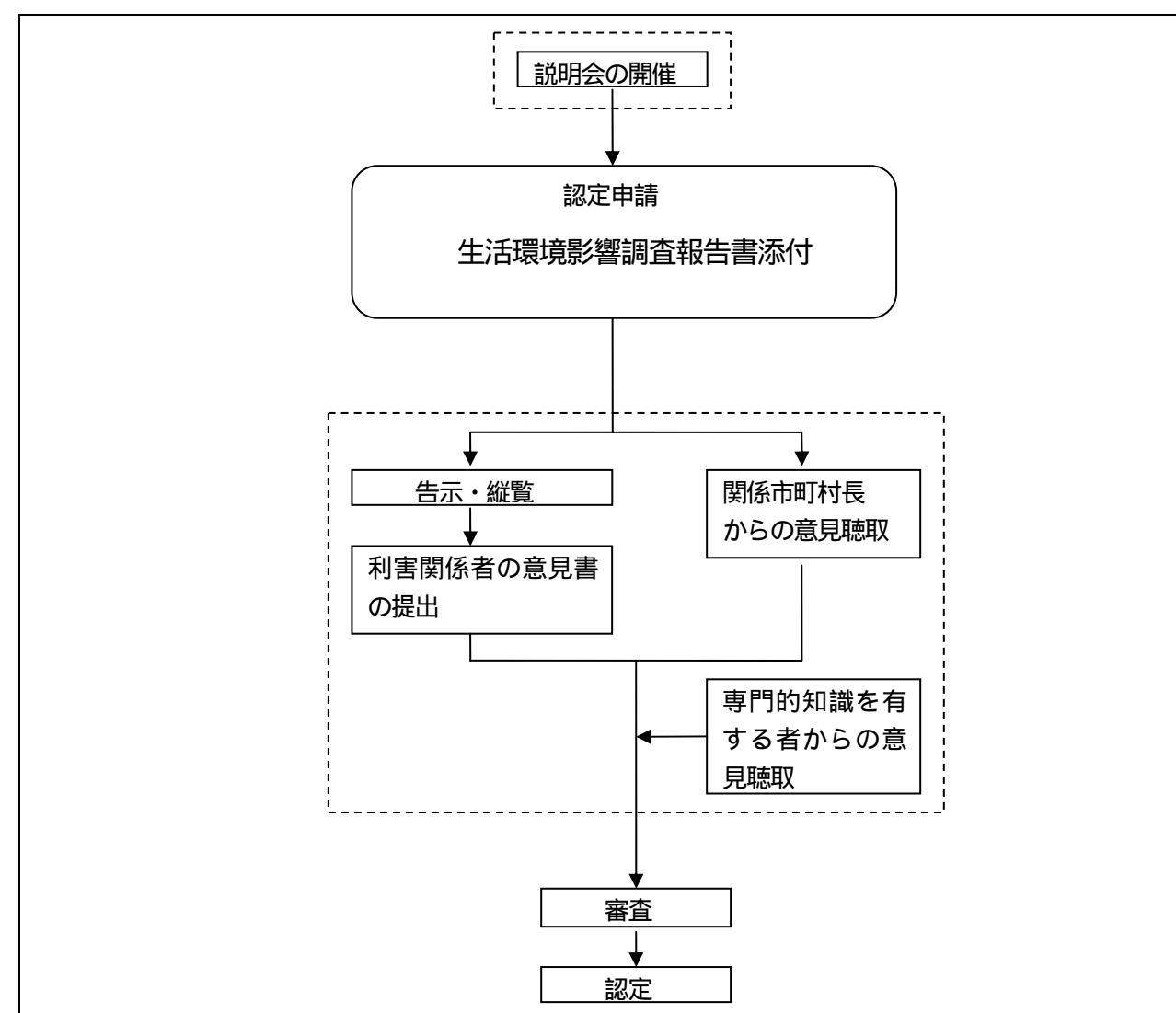
### 2 生活環境影響調査の内容

生活環境影響調査は、産業廃棄物処理施設設置許可申請の際の調査に準じ、土壌汚染に関する事項を含めて実施することとしており、施設の運転並びに施設に係る汚染土壌の搬出入及び保管に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、及び悪臭としている。調査事項の具体的な項目は、施設の種類及び規模並びに対象となる汚染土壌の種類及び性状並びに地域特性を勘案して設定することとしている。

### 3 土壌汚染浄化施設の認定に係るその他の手続き

汚染土壌浄化施設のうち、産業廃棄物の焼却施設などの施設に係るものの認定に際しては、生活環境影響調査の実施以外に、施設計画内容の周知のための説明会の開催、告示・縦覧、利害関係者の意見書の提出、関係市町村長からの意見聴取、専門的知識を有する者からの意見聴取を経ることとしている。

施設の認定の手続きフロー図



：点線内の手続きは、産業廃棄物の焼却施設などの場合に必要手続き